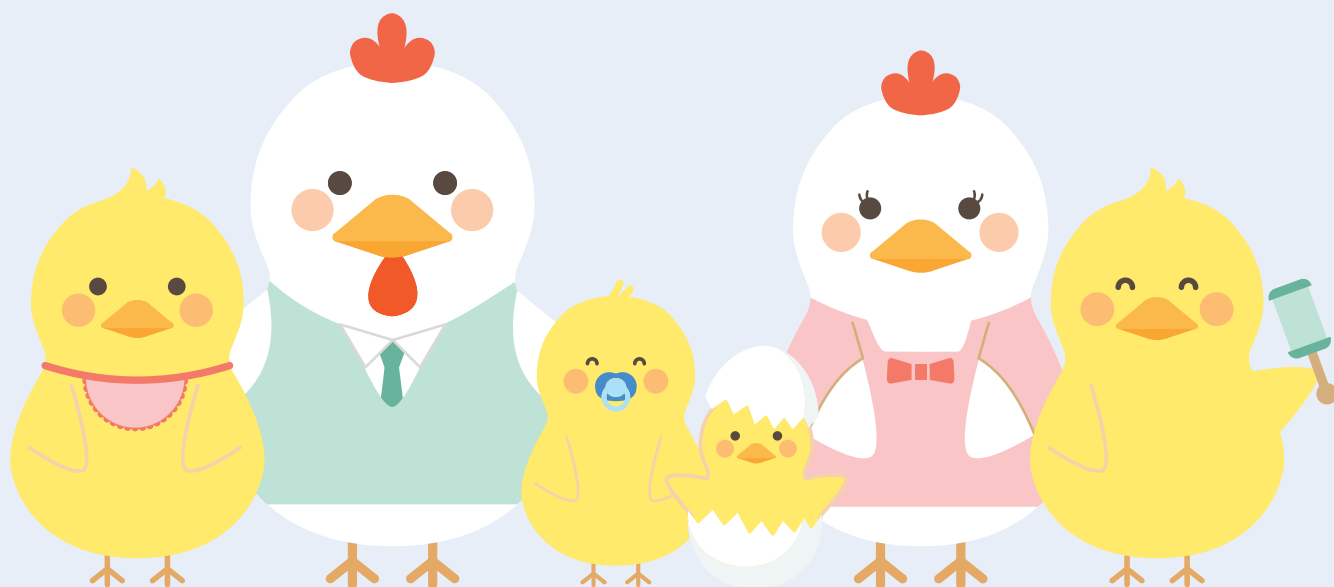


令和7年度

働くパパママ育業応援奨励金 「もっとパパコース」



男性従業員の**育業**を推進する 都内企業等を支援します

複数の男性従業員が育業をし、職場環境整備を
複数実施した都内企業等対象（企業規模不問）

2人がそれぞれ合計30日以上の育業 **80万円**

育業人数により **最大170万円**

対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2人以上かつ6か月以上継続して雇用し、
都内で事業を営んでいる企業等

事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

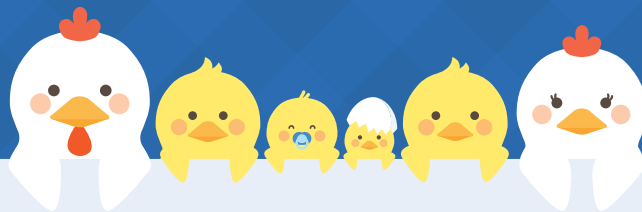
申請期間

対象となる育業から原職に復帰し、3か月经過する翌日から2か月以内

*対象となる育業とは、申請に係る複数の育業のうち復帰日が最も遅いものを指します
*HPに掲載の「申請受付期限一覧」を必ずご確認ください

過去に本奨励金を受給していない企業等が申請できます！
（令和7年度もっとパパコースと働くパパコースNEXTの両方を申請することはできません）

奨励金の概要



もっとパパコース



奨励の対象となる従業員および育業要件

- 都内勤務の複数の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでにそれぞれ合計30日以上の子育て休業をし、原職復帰後3か月以上継続雇用されていること
- 対象となる複数の男性従業員のうち、少なくとも1人は申請可能期間が令和7年4月1日以降に係っていること ※それ以外の従業員は、育業開始日が令和5年4月1日以降である場合対象とします
- 対象従業員は、2人以上最大5人まで

【図】 奨励金申請イメージ



※対象となる従業員は2人以上最大5人までです



職場環境整備要件

育児・介護休業法に基づく職場環境整備について令和7年4月1日以降に複数実施したこと

- ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉



公益財団法人東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係

TEL. 03-5211-2399

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 パパママ

検索

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/papamama/papamama_shoreikin.html



育児 女性活躍の輪
Women in Action



子ども
スマイル
ムーブメント

子供を大切に
東京を、育てよう。